

## 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい 三重県づくり条例の改正について

### 1 現行条例について

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」は、社会全体で常に障がい者との積極的な対話を通じて社会的障壁の除去に取り組み、障がいを理由とする差別や障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図る取組を進めることによって、障がい者が活躍できる共生社会を実現することを目的として、平成30年6月に制定されました。

### 2 法改正について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正法が令和3年5月に国会で可決・成立し、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行するとされていまして、令和5年3月、政令により令和6年4月1日に施行されることとなりました。内容は別紙のとおり。

### 3 条例の改正について

法改正により、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」についても、努力義務とされていた事業者の合理的配慮の提供及び、国及び地方公共団体との相互連携についても義務化が必要となるため所定の手続きを進めています。

#### （改正内容）

別紙、条例改正（案）新旧対照表のとおり。

#### （施行期日）

令和6年4月1日から施行（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正施行日と同日）

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例改正  
(案)

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(国等との連携協力)</p> <p>第六条 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、<u>国及び市町と連携し、及び協力しなければならない。</u></p> <p>2 県は、<u>共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(国等との連携協力)</p> <p>第六条 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、<u>国、市町、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。</u></p>
<p>(事業者における障がいを理由とする差別の禁止)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を<u>しなければならない。</u></p>	<p>(事業者における障がいを理由とする差別の禁止)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を<u>するように努めなければならない。</u></p>